

## 大阪市告示第829号

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により事業計画の変更に係る事項を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により次のとおり公告する。

なお、その事業計画の変更に係る事項のうち、都市計画において定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和6年7月16日までに大阪市長に意見書を提出することができる。

令和6年6月11日

大阪市長 横山英幸

### 1 縦覧期間

令和6年6月19日（水）から令和6年7月2日（火）まで

### 2 縦覧場所

大阪市淀川区西宮原2丁目6番54号

大阪市淡路・三国東土地区画整理事務所

### 3 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

（都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所）